

地域商工業活性化保証(一般分)

制度の特徴

主に事業の設備資金を対象とした低金利・低保証料の県制度です。
一般分以外に産学・産業間連携支援分、商業振興分や運転資金にも対応した商業振興分、
企業活性化支援分などがあり、保証限度額、保証期間、金利など条件が異なります。

対 象 者	原則として1年以上（事業を営んでいない個人が新たに開業した者については6ヶ月以上）県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者
保 証 限 度 額	5, 0 0 0 万円
保 証 期 間	1 0 年以内（固定金利） または 1 5 年（変動金利）
据 置 期 間	2 年以内
金 利	1.80%以内 (10年超は変動金利1.95%以内)
保 証 料	0.41~1.43%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。